

東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第55号

東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

第1条 東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（平成26年8月規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号。<u>以下「施行規則」という。</u>）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p>

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。ただし、平成26年までに設定が解除された避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災者について、前号に掲げる理由に準ずるものとして市長が特に認める理由
(保険料の減免)

第2条 前条各号のいずれかに該当する場合における保険料の減額又は免除に関して、次に掲げる事項その他の必要な事項については、主管局長が定める。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）により設定された帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域又は本部長指示により設定されていた緊急時避難準備区域であった区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。

(2) 平成23年3月11日において居住していた住居が原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長により特定避難勧奨地点に現に設定され、又は設定されていたため避難を行っていること。

(3) 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災者について、前2号に掲げる理由に準ずるものとして市長が特に認める理由
(保険料の減免)

第2条 前条各号のいずれかに該当する場合における保険料の減額又は免除に関して、次に掲げる事項その他の必要な事項については、福祉局長が定める。

(1)～(3) [略]

(1)～(3) [略]

第2条 東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由)</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っているこ</p>	<p>(条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由)</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っているこ</p>

と。ただし、平成27年までに設定が解除された避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

と。ただし、平成26年までに設定が解除された避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

第3条 東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域</p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域</p>

又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。ただし、平成28年までに設定が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。ただし、平成27年までに設定が解除された避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

第4条 東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p>

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。ただし、平成29年までに設定が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に、平成23年3月11日において住所を有していたため避難を行っていること。ただし、平成28年までに設定が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に有していた住所を除く。

(2) [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条の規定 令和8年4月1日

(3) 第4条の規定 令和9年4月1日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則は、令和6年度分以降の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則は、令和7年度分以降の保険料について適用し、令和6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則は、令和8年度分以降の保険料について適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則は、令和9年度分以降の保険料について適用し、令和8年度分以前の保険料については、なお従前の例による。